

# かわらばん

第16号 2017年9月6日



憲法改正をめぐる動きと国民投票法について考える  
市民と野党をつなぐ会@東京（つなぐ会）第4号  
沖縄からのたより……

南の島々、宮古島に押し寄せる「戦争の影」——その2

## 憲法改正をめぐる動きと 国民投票法について考える

報告 宮本一美、伊東 輝

二〇一二年四月民主党が野党の時に改憲草案を発表し、同年一二月に第二次安倍政権になって以来改憲の動きが強まった。どこを変えるかについては九六条、緊急事態条項等くるくる変わり、変えること自体が目的のように見えるが、二〇一七年五月三日、自民党安倍総裁は「憲法九条一項、二項はそのまま残し、三項として自衛隊を明記する」という案を示し、二〇二〇年に施行するため今年の臨時国会で自民党案をまとめるとし、自民党もそれに応じて検討するという。その機先を制するためか「新九条論」（自衛隊を明記し、恣意的な解釈ができないよう九条に規定する）を唱える識者等が活発に動いている。

私たちは護憲を主張するにしても状況を把握して、それに対する姿勢を確実にする必要がある。以下、新九条論の立場の今井一氏提案（私たちは七月一五日の講演を聴いた）、

護憲の立場の杉田敦氏見解、国民投票法の問題点を報告し、一緒に考えたい。

### 「新九条論」の今井一氏の提案

世界の国民投票（注）、住民投票について長年研究してきた今井一氏が「安倍総裁のシナリオどおりの改憲を阻止したい」と次のように提案している。

注・日本では国民投票の経験はない。

住民投票は各地で四五一回行われた。

まず九条について。

一、いわゆる「新九条案」で対抗する。自民党案との違いは集団的自衛権行使を認めないこと。

二、現行の九条のままでもいいと主張して対抗する。この場合次のA、Bどちらかを選択する。

A 「現行九条のままでも、自衛戦争、戦力保持は可能。現に戦力としての自衛隊は存在しているから九条を改正する必要はない」と主張して対抗する。

B 九条の本旨を述べ、九条は改正する必要はないと主張すると同時に、本旨から乖離した実態を是正すべく戦力としての自衛隊は段階的に

縮小し、例えば二五年後の戦力ゼロ（スーパー災害救助隊として国際貢献）を目指すといった主張で対抗する。

期限を切ってこれを議論し、方向を決めたらそれを掲げる団体を結成して広汎な国民に呼びかける運動を開始すべきだ。

次に国民投票法についても七月一〇日「国民投票のルール改善を求め考える会」として参議院憲法審査会に次のような要望書を提出した。

（ここでは要約）

一、国民投票運動のための費用に関して、一定額以上の支出を行う者の登録、登録した運動者である旨を表す義務、収入支出の報告等について規定を設けること。

二、広告について憲法改正案に対する賛否で広告放送等の条件に不平等が生じないよう、憲法審査会において日本民間放送連盟等に対して検討状況を確認すること。

（この後も氏はシンポジウムを開くなどして持論を展開している。）

以上

この講演を聴いて、私たちは今まで「新九条論」にきちんと反論して

こなかったが、それにも向きあう必要があると思った。

護憲の立場から杉田敦氏（政治学者。立憲デモクラシーの会呼びかけ人）がその見解を述べていて（五月三日以前であるが）、これが大いに参考になる。市民セクター政策機構の「社会運動」四二五号（二〇一七年一月、季刊）掲載の見解を要約し紹介する。

### 杉田敦氏の見解

「新九条論」（伊勢崎賢治氏の「新九条論」を中心に）について、

①氏は「国際主義は一国主義よりも常に正しい」という前提に立つが、必ずしもそう言えない。慎重な検討が必要である。

②氏は「九条の下での一国主義的な対応はかつては機能したが今は意味を失った」とするが、九条がなかったらベトナム戦争やイラク戦争に至るアメリカ主導の軍事行動に実力部隊を派遣せざるをえなかった。基地提供はしたが、日本の何らかの組織が戦場に行くことは違う。

③氏は「日米地位協定の不平等性は九条に原因がある」とするが、ア

メリカが基地を置くのはアメリカの利益につながるからである。新九条という形で憲法に自衛権規定を置いたからと言って日米地位協定が変更される動機が生じることはない。

④新九条論を主張する人に共通するのは「憲法改正には国会での三分の二以上の賛成がないと発議できない」ということを軽視しているのではないか、ということである。三分の二以上の賛成を得るには現状では自民党の賛成が必要となるので、結局「新九条論」は自民党による改憲を助けることになる。

⑤国民投票がありハードルが高いので自民党の言うなりにならない、という考え方もあるが、今の法律には最低投票率の規定がないので、それほどハードルは高くない。むしろ国会議員の三分の二のハードルの方が高い。

⑥九条に自衛隊を明記すると、「軍隊である」という解釈が必ず出てくる。自衛隊は軍隊と違う。軍隊であるかどうかは、どんな装備を持っているかでなく、どういう行動ができるか、という規定による（自衛隊法では、できることだけを規定。一方、

軍隊では基本的に制約はなく「非戦闘員を狙って攻撃してはいけない」等のネガティブリストがあるだけである）。

⑦「改憲の必要はない」という主張は思考停止と言われるが、以上を総合的に検討した結果である。現在の政治権力の姿を無視して真空状態の中で考えることは危険である。

⑧憲法改正する場合の基本は「この点で憲法改正をしないと人権が尊重できないから」ということである。それ以外は現実を憲法に近づけるべきである。

以上

### 国民投票について

国民投票法は二〇〇七年に制定されたが、全体についての報道や参考書も少なかった。そんな中、「通販生活」（カタログハウス）が国民投票法について三回特集をしていた。その一部を要約し紹介する。

「憲法改正国民投票法」の次の三点につき四党の憲法問題担当者に質問（伊藤真弁護士）。

①投票日一五日前迄テレビCMは流し放題の点について、  
・自民党：原則自由だが、感情に訴

える要素の大きいTVやラジオ広告について投票日前の一五日禁止は妥当。

・公明党…全面禁止は国民をバカにしている。投票日前の一五日禁止は妥当。

・民進党…現時点では全面禁止を主張しない。賛否をめぐるCM合戦としてはならない。最初の国民投票は有権者の多くが賛成する改正案を国会が全会一致かそれに近い状態で発議すべきである。

・共産党…今の法律では資金が潤沢な改憲勢力がCMを流すことができるのは問題だ。しかし、憲法改正を求める国民の声が増え上がった時に改めて問題にすべきである。

② 最低投票率の規定がないことについて

・自民党…最低投票率を定めるのはよくない。例えば最低投票率を四〇％に設定した場合実際の投票率が三五％で賛成が八割を占めたとすると全有権者の二八％の賛成になるのに国民投票は不成立となる。投票率が四〇％で賛成が六割だとすると、賛成は全有権者の二四％だが、国民投票が成立する。このようなことが起こりかねない。

・公明党…最低投票率を定めることは国民をバカにしている。

・民進党…現段階では設けるべきでない(国会の大多数で発議されると対立構造はない状態なので、投票率は下がる。その時最低投票率があるのと否決されてしまいかねない)。

・共産党…最低投票率を定めないので重大な欠陥だが、これも国民の間で改憲の声が高まったときに議論すべきである。

③ 複数の条文改正の賛否を同じ投票日に問うことについて

・自民党…三〇五項目ならいいと思う。コストと手間の問題もある。

・公明党…自民党に同じ。

・民進党…二〇三なら判断できると思う。

・共産党…国民の側から改憲の声があがったときに決めるべきである。

他の号ではテレビCMについて識者等の意見を載せているが、全面禁止の意見が多い。

以上

状況は刻々と変化しており、考えなければならぬ問題は多いが、九

条だけでなく、どの条文についても現憲法を使いこなしているかを考え、必要な場合にのみ国民(国会)から発議できるような熟議が必要だと思う。

デモ・集会の季節到来!

<http://sogakari.com/>

## 共謀罪は廃止できる! 9.15大集会



**とき** 2017年9月15日(金) 18時30分～  
(開場18時) \*プレ企画 18時10分～  
**とこ** 日比谷野外音楽堂 (東京メトロ・有明線下車)

**主催** 共謀罪廃止のための連絡会  
参加団体 アムネスティ・インターナショナル日本 (Tel: 03-5518-6777)  
クルーズ・サービス・リヴィン (Tel: 03-5538-9800)  
日本前野直樹事務所 (Tel: 03-5115-4765)  
ヒューズ・ネット (Tel: 03-3543-7561)  
日本学生連合会 (Tel: 03-5967-5430)  
共謀罪廃止を促す市民連絡会 (Tel: 03-5967-5430)  
市民の友の会 (public@ymf.com)  
防犯・人権連絡会ネットワーク  
共謀罪NO! 実行委員会 (連絡先: ネットワーク Tel: 080-9408-0922)  
戦争させない! 中絶させない! 胎児がけり行動実行委員会 (Tel: 03-3221-4669) ほか

私たちは、憲法: 共謀罪の廃止のため「連絡会」を結成しました。共謀罪はあらゆる点で問題があります。

- 国々の手続を喪失し、歩調院法務委員会の決議を省前し、歩調院法会議で実行採決することです。
- 「疑いあり」とが罪になる。共謀罪は憲法が保障する思想・言論・表現の自由を侵害します。
- 国連自由権規約という国連が各国に求める市民の人権保障を喪失してしまわれました。国連法を無視し、国連からも批判された法律はこれまでありません。共謀罪は時代の悪法です。
- 共謀罪は、NGO、市民団体、消費者団体、組合などの自由な活動と両立しません。共謀罪は廃止しなくてはなりません。

「共謀罪は廃止できる! 9.15大集会」に参加ください。

安倍 9条改憲 NO!  
全国市民アクション 9.8 キック・オフ集会  
日時: 9月8日(金) 18時30分～20時30分  
場所: 中野 ZERO ホール  
参加費: 無料  
内容: 発起人挨拶、松元ヒロさんライブ、ミニ講演、経過報告、行動提起ほか  
主催: 安倍 9条改憲 NO! 全国市民アクション実行委員会

<http://sogakari.com/>

## 「安倍 9条改憲 NO! 全国市民アクション」 9.8 キック・オフ集会

**9月8日(金) 18時30分-20時30分**  
(18時開場)  
ながのZERO大ホール  
(JR中野駅南口徒歩8分)  
\*入場無料・カンパ百騎あり

安倍政権によって特定秘密保護法、安保法制(戦争法)、共謀罪と、憲法を無視した悪法が成立させられました。その延長線上に、「憲法に自衛隊を明記して2020年の施行をめざす」とした安倍首相の発言があります。「憲法破壊の安倍首相に憲法を守る資格はない」。これが多くの市民の思いです。安倍政権の憲法反対の一点で争いつながり、野望をくじめるための「全国市民アクション」(仮称)の発足集会に、ぜひご参加ください。

**全国市民アクション(仮称) 発起人 (8/18現在)**

- 有馬頼底 (鎌倉市相国寺中興堂長)
- 内田樹 (神戸女学院大学名誉教授)
- 梅原猛 (哲学者)
- 落合直子 (作家)
- 鎌田慧 (シンガーソングライター)
- 鎌田實 (国語学専攻名誉教授)
- 香山リカ (精神科医)
- 佐高信 (ジャーナリスト)
- 澤地久枝 (作家)
- 杉原泰雄 (一橋大学名誉教授)
- 瀬戸内寂聴 (小説家)
- 田中優子 (詩歌大学教授)
- 田原毅一朗 (ジャーナリスト)
- 嘸岐淑子 (埼玉大学名誉教授)
- なかにし礼 (作家・作詞家)
- 浜坂子 綾 (同志社大学教授)
- 樋口陽一 (東洋大学・東京大学名誉教授)
- 益川敬英 (京都大学名誉教授)
- 森村誠一 (作家)

**<連絡先>**  
戦争させない! 1000人委員会 03-3526-2920  
憲法9条を壊すな! 実行委員会 (京都大学名誉教授) 03-3221-4668  
憲法を壊すな! 実行委員会 03-5842-5611



## 市民と野党を

### つなぐ会@東京(つなぐ会)

#### 第四信

羽立教江

「かわらばん第14号(四月二三日号)」に「市民と野党をつなぐ会@東京」の第三信を掲載してから、早くも四カ月以上が経過しました。その間、六月一五日には「共謀罪法(通称)」が多くの市民による反対を尻目に、強行採決により成立し、勢いに乗った安倍首相により、「九条加憲」といわれる「憲法改正」案作成が、期限まで切つて堂々と進められる事態となりました。

七月二日の都議選では、小池知事の打ち出の小槌で生まれた「都民ファースト」が圧勝し、一大旋風を巻き起こしました。更に、その勢いをかって国政レベルでも「日本ファースト」が誕生、また、民進党の蓮舫代表の突然の辞任や、相次ぐ自民党議員の不祥事や問題発言に触発(?)され、内閣改造が行われるなど、政治の世界は風雲、急を告げる様相を呈しつつあります。

都議選の結果、「民進党、野党共闘は果たして市民の政権批判票の受け皿になりうるのか」という厳しい問が突き付けられました。直近のNHKの全国政党支持率をみても、安倍内閣の政権運営や国会対応について有権者は厳しい反応を示しているにもかかわらず、民進党をはじめ野党各党が政権批判票の受け皿になつていない状況が七月の各報道機関の調査結果から読み取れます。代表不在の民進党は、離党者も相次ぎ、「日本ファースト」に人が流れる可能性もあり、不安定感は否めません。このままでは、野党候補を統一しても、東京(小選挙区)で野党が一議席とれるかどうかとも怪しいといわれます。「座して死を待つ」のではなく「市民と野党はどうやってこの窮状を変えられることができるのか」という真剣な討論と地道な活動が求められるなかで、「市民と野党をつなぐ会@東京」(通称つなぐ会)は「市民と野党の共闘」の目的に特化した地域市民の組織の連絡会として、しぶとく活動を続けています。

七月一七日 蓮舫民進党代表の「戸籍情報の開示問題」は悪しき前例

とならないように、やめていただきたい旨の申し入れを行った(運営委員会で諮り、「つなぐ会」共同代表名で申し入れ書を作成、民進党本部に提出)。

七月二五日(第七回)つなぐ会(意見交換会)実施。各地域から四七名参加。(中野産業振興センター) 都議選における野党共闘の状況や、地域市民の関わりなどが発表された後で、

① 候補者選定に関して、市民側からのノミネート方式も提案されたが、特には必要ない、とされた。

② 各地域で「市民と野党の共闘」を、幅広い市民層に広め、「受け皿」として、期待を高めることこそが本質的に重要な仕事であることを確認。

③ 各地域で、政策作りの会合を重ね、政党本部に対しては、「統一候補者が決まり次第、地域に早く発表して欲しい」旨、強く要請する。

「民進党が受け皿になる・ならない」ではなく、各地域の「市民と野党の共闘」が(市民)参加型の受け皿となる。候補者は一本化する

八月一〇日 つなぐ会運営委員会。一五名参加。(中野区商工会館)

(1) この間の情勢について仙台、横浜の市長選からの教訓、特に、市民の役割について。

横浜市長選については、候補者の一本化に困難があった。今後「つなぐ会」から四野党に要請する際も、配慮が必要と。(「新市長とワクワクする横浜をつくる会」代表の岡田弁護士談)

(2) イベント

① 消費税に関する勉強会(八月三〇日実施)

野党は貧困問題では一致していない。自公から「共闘分断の種」にされる恐れがあり、学習の必要性がある。

② 市民連合の全国交流会(九月一〇日)が予定されているが、つなぐ会でも、関東圏の交流会をよびかけてはどうか。

首都圏(四県七一選挙区)の市民組織の大集会(一〇月二二日の衆議院補選の投票日をにらみ、「市民と野党の共闘」を世間にア

ピールする。

〈案1〉 一〇月二日(月) 一時〜一九時、国会議員会館講堂(三五〇名)にて。

〈案2〉 一月後半以降の休日の午後、一〇〇〇人規模の会場で。

〈仮称〉地域から市民が政治を作る！ 四都県七一選挙区連帯集会。〈プログラム〉

来賓挨拶 政党(4野党+沖縄の風) 各地域紹介 市民組織六〇団体。

共催:市民と野党をつなぐ会、オール埼玉総行動実行委員会、千葉市民連合。

(3) 各地域での取り組み

① 各地の候補者を交えてのディスカッション(「めぐせた」は九月二日に実施予定)。

② 市民連合(九月一〇日に全国交流会予定)、総がかりの取組み。

八月三日 仙台市長選の経験を聞く研究会。八月一九日(土) 一三時〜 世田谷区桜丘区民センター。

八月二一日 民進党、前原氏、枝野氏の議員会館事務所に行き、「市

民と野党をつなぐ会@東京」の共同代表の名で、「次期衆議院選挙を野党共闘(連携)で戦うこと、候補者の早期決定を求める」要望書および質問書を提出した。(文面は「つなぐ会」ホームページ <https://tunagu2.jimdo.com/> 参照)

そのほかにも、前原氏、枝野氏には以下の市民団体から野党共闘の要望書が続々と届けられた。神奈川県の一八小選挙区地域団体連盟(8/22)。市民連合(8/25)、「みんなで選挙@東京/2区」(8/25)、神奈川県「憲法九条にノーベル平和賞を執行委員会」と有志が、野党共闘を願う署名二二、三二七筆(8/25)。

八月二九日 つなぐ会運営委員会。

今後の活動計画(予定)

八月三〇日(水) 学習会(その1) 消費税について。

講師:湖東 京至(静岡大学名誉教授、税理士)

九月二日(火) 一八時三〇分〜 つなぐ会運営委員会(中野商工会館三階)

① 民進党への働きかけについて。  
② 各地域の活動状況の共有、特に候補者との関係。

③ 今後の活動について(四都県七一選挙区の大集会計画、他)。  
一〇月 学習会(その2)「民進党の理論を知る」 井手英策先生。

十一月「仙台の参議院選・市長選勝利から学ぶ」

講師(予定) 桜井 充彦(参議院議員)、市民選対のスタッフ。会場は、民進党候補者の多数の聴講を期待して議員会館(予定)。

一二月 経験交流会

二〇一八年一月初旬 四都県七一選挙区の連帯集会。土・日の一〇〇〇人規模の会場探しが難航しています。良い場所(会場)がありましたら、お知らせください。

### ◆各地域の取組み

七月九日 「二日遅れの七夕ウォーク」デモ(ぶたちゅう) 文京・台東・中央) 動画あり <https://www.youtube.com/watch?v=nEZUJA9640so&feature=youtu.be>

八月六日 「選挙で変えよう市民連合あきる野」 発足

八月二四日 「賛同人会議、開催」(チェンジ国政板橋の会)

八月二八日 「自由と平和のために行動する議員と市民の会@杉並」 民進党五〇名の議員回りを実施。(このような市民からの働きかけが政党の路線や議員に影響を与えていく時代になりつつあります)

九月二日 「さらに突っ込んで政策について語り合おう会」(めぐせた)めぐろ・候補者を交えてのディスカッション。せたがや市民連合)

SBC信越放送で、「希望・長野ネット(松本市)」が野党共闘要望の会見を行い、TV放映された。昨年の参議院選挙では、野党統一候補の新人が自民の現職に勝利している。

この会見は、東京における、市民と野党共闘の活動に刺激をうけて、実施したとのこと。

.....  
財源・税収は  
何処から持ってくるか  
— 安倍政権の消費税増税に  
— 反対するために —

消費税についての学習会 (8/30) 報告

◆ポイント1

輸出大企業は消費税を払わないどころか原材料の仕入れ額に対する還付金で潤う、という、とんでもないカラクリ！（このため、所轄の税務署は大赤字になる！）

〔消費税額の計算式〕

年間売上高（国内）に対する8%の金額 - 年間仕入れ高に対する8%の金額 = 消費税額

〔例〕トヨタ自動車(株)の消費税（還付金）の推計計算

国内売上高(21%) 二兆五、〇〇〇億円 × 8% = 二、〇〇〇億円……①

国外売上高(79%) 九兆一、〇〇〇億円 × 0% = 〇円……②

年間仕入れ高七兆円 × 8% = 五、六〇〇億円(仕入れ税額控除)……③

① - ② + ③ = 一、四〇〇億円

六〇〇億円 = ▲三、六〇〇億円(年間還付金)

ヨーロッパ諸国でも、輸出大企業は消費税率アップは大歓迎で、なんと20%台！日本もそうなるおそれ十分である。

◆ポイント2

消費税は売上税で（企業、商店の売上げの8%（現行）を企業や商店が納税するもの）。

赤字の企業でも課税されるため、中小・零細企業や商店の経営を圧迫し、滞納が多く発生する。構造的に滞納が大量に発生するような税制は、そもそも税制度として成り立っていない。

ちなみに、消費税が導入され、税率が3%であった平成元年（一九八九年）〜平成五年までは、滞納額は他の税金（所得税など）の滞納額に比べてさほど大きなものではなかったが、平成五年、税率が5%以上に引き上げられて以降は、他のすべての税金の滞納額に比べて、常に最も大きく、その状態は現在まで続いている。

講師の湖東税理士は、静岡大学教授時代から消費税問題を三〇年以上研究している専門家であり、消費税

は非常に問題が多い税制で、基本的に廃止すべき、と主張されている。

また、社会保障の財源として欠かせないといわれているが、一九八九年（平成元年）の導入時からおよそ三〇〇兆円の税収があるが、そのほとんどが法人税の減税と高額所得者の所得税の減税に回されているのが実情で、それは、これからも同じである。

政権は二〇一九年に消費税率を一〇%にアップすると言っている。その場合の税収額は四兆四、〇〇〇億円になるといわれるを見越してすでに法人税の減税（数兆円）が予定されているという。消費税のほかにまだまだ、税金に

関して隠されたカラクリがあるので、思われ、政権が主張する税制を十分理解し、反論できるように、更なる学習を続けたいものである。

<http://sogakari.com/>

# 戦争法強行採決から2年、戦争法・共謀罪の廃止と安倍内閣退陣を求める大集会

9月19日 火 18:30~  
場所：国会議事堂正門前

主催：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

ともに生きる未来を!

さようなら **原発戦争** さようなら **戦争** 全国集会

2017年9月18日(日)敬老の日

代々木公園B地区 (自由広場) 11:30 出発

11:30 13:30 ミニステージ  
憲法、沖縄、原発のしるし

12:30 13:30 野分ステージ  
さようなら原発ライブ

13:30 開会 司会 木内みどりさん(伊集)

講演 鎌田誠さん(山本浩一)、落合恵子さん(作家)

現場から、原発廃止地から  
沖繩から、山崎博治さん(沖縄平和運動センター副議長)

総がかり行動から  
うた：田中 啓三(作詞)

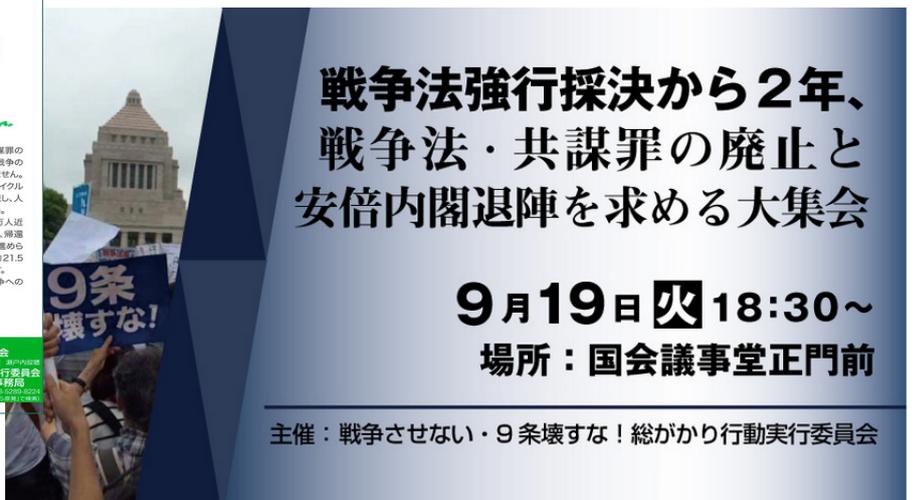
15:00 デモ出発 旗：三日月旗、平和旗、反原発旗、反戦旗、反共謀罪旗

※ステージ上のトップには半旗掲揚の要りです。

主催：「さようなら原発」一千万署名 市民の会

協力：戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会  
事務局：さようなら原発1000万人アクション実行委員会  
事務局：さようなら原発1000万人アクション実行委員会

<http://sayonara-nukes.org/>





## 沖縄からのたより

### 南の島々、宮古島に押し寄せる「戦争の影」

—その2



清水早子

(宮古平和運動連絡協議会共同代表)

二月に、宮古島で進行している軍事基地化のお話しを書きました（かわらばん13号）。それから半年間の経過と、現状をお伝えしたいと思います。

前回触れませんでした。一月二二日投票だった宮古島市長選挙は、宮古島の未来にとって、大変重要な選挙でした。陸自配備反対住民が推す候補が、基地誘致推進の現職市長に僅差で敗れ、まだ、分析や総括や気持ちの整理もついでにないときでしたので前回は書きませんでした。

得票数は、基地推進の地下敏彦現職が九、五八八票、私たちの応援した候補、奥平一夫氏は九、二二二票で、三七六票の僅差でした。他に、与党も野党も分裂選挙で、現職に反旗を翻した与党候補は六、五四五票、もう一人の野党候補は四、〇二〇票でした。つまり、市政刷新を求めた票は合計すると、現職継続を求めた票の二倍もあり、基地配備容認と配備反対の比率は、六・五で接近していました。

分裂しなければ、基地反対派の市長が誕生しており、私たちの未来は

違ったものになっていたはずですが、ギリギリまで、一本化の働きかけがなされたのですが、どうしても引かなかったもう一人の野党（？）候補は、一般市民には馴染みがなく、地元地域では評判の良くない候補者でした。今もって、真相はなぞですが、この候補を最後まで推した宮古選出の女性県議は、それまで共に配備反対の戦列に並んでいられると思われていた人物でした。

どんな力が働いたのか？ 政治的な圧力なのか？ 個人的利害なのか？ それは闇の中です。

こんな離島の市長選挙にもかかわらず、国、自衛隊、幸福実現党、右翼など、様々な外部から投入された相当数の人間による妨害や工作が行われました。旗やポスターの取り去りや破壊、ネットによる攻撃、金品のバラマキ等々。選管の動向も疑問に思われるようなことがありました。

正当な「一票の行使」の意味はとも大きいものです。選挙制度しかり、国その他からの隠然とした妨害もしたり、現状は、一票を正当に行使することが、困難にされていると言えます。

そして、この宮古島市長選は、その後のオール沖縄の共闘体制にも、私たちの反対運動にも、少なからず影響しています。

六月には、「共謀罪」も強行に可決され、施行されてしまいました。闘いがより困難にされようとしていますが、沈黙を考ずるだけでは、島が軍事要塞にされることを止めることはできません。行動しなければなりません。

三月一三日には、宮古島・石垣島住民が合同で、沖縄防衛局に「島に陸自ミサイル部隊の配備をしないよう」要請行動を行いました。沖縄選出の国会議員六名同席の下で、質問書を提出、回答を求めました。沖縄県庁では、副知事、県議会議長、県議会各会派の皆さんとも面談しました。

県議会には、陳情を提出。特に、宮古島は地下水の島ですから、地下水審議会を開いて審議し、きちんと環境アセスやアセス対象外でも調査をすることなど、県からも国へ要望してほしいとの陳情の可決を求めました。

「辺野古に基地を作らせない」翁

水曜役所前スタンディング行動



長県政の、その与党の県議会ですから、可決を期待しましたが、三月議会でも、六月議会でも、継続審議になっています。

離島の声は届きにくいのか？いつも辺境の地が、国策の犠牲になっています。

エネルギー政策ではフクシマが、安全保障政策ではオキナワが。地方の中にも、またその地方の中央集権的な側面があります。

三月一九日には、「陸上ミサイル基地配備で宮古島・命の水と暮らし

はどうなる？」講演会を開催。地下水審議会審議委員である二名、琉球大学名誉教授渡久山章氏、琉球大学地質学教授新城竜一氏と、沖縄国際大学政治学の佐藤学教授をお招きしました。

宮古島は沖縄県下で最も活断層が多い地質で、デリケートな場所であること、地下水保全のためにはさらに調査が必要であることや、日米安保体制について、三〇〇余名の市民が熱心に聞きました。

この四カ月後には、宮古島市は地下水審議委員二名を任期切れを理由に交代させ、配備容認市長にとって都合のいい審議会に変えようとしています。

七月三〇日には、辺野古や高江のドキュメンタリー映画を製作し続けている藤本幸久・影山あさ子監督作品の「This is a 海兵隊」「This is a オスプレイ」上映会を開催しました。監督からのお話も伺い、オスプレイがいかに危険な飛行機であるか、海兵隊がいかにヤバイ軍隊であるか、そのようなものを自衛隊は導入し、そのような組織へと再編され、そしてそれらが宮古島へやって来るかもしれないことを、いかに私たちの心

を重くする不都合な真実であつても、知らねばなりません。それは、また宮古島にとどまらず、日本全体にやがて当てはまる真実でもあるのです。

八月一二日の「辺野古新基地ノ！オスプレイ撤回を！」県民大会には沖縄県民四万四千人が結集しましたが、私たち宮古島・石垣島の住民も「離島への陸上ミサイル部隊配備反対」を全県に訴えるために一五名で参加しました。会場入り口で、幟旗、横断幕を掲げ、作成した五、〇〇〇枚のチラシを参加者に配布しました。

八月三〇日には、市民・市議三八名で、現職下地市長を「背任罪」で告発しました。数々の不祥事や不透明なお金の流れを繰り返し、利権で動くこの基地誘致推進の市長を何とかして追い詰めたいものです。(週刊文春ネタ満載の市長ですが、取り上げないかしら？と思います。)

六月四日に産経新聞の「宮古島基地建設八月着工」の報道があつて以降、やがてやって来る事態への緊張を心の中に持ちながらも、まだ気持ちに余裕のある生活時間を過ごして

いましたが、八月三十一日、防衛省や海上保安庁の来年度予算が発表されるや、次々に現実的な情報が報道され始めました。

「米軍ヘリの墜落を想定して、宮古島警察署・消防・海保の合同図上訓練」「海保は、宮古島の城辺に『射撃訓練場』、「配備候補地の千代田カントリーゴルフ場は九月二四日で閉場」「千代田の国有化に同意、売買契約は閉場後に」

いよいよ、工事が着工される！これを私たちはどう止めるのか？市長は一度も市民の前で、基地建設の説明も釈明もしていないではないか！他人事のように無関心な人々にどのように訴えていくのか？私たちの苦悩は深まっています。

全国のどれだけの人々が、南の島々で進行している戦争への準備を、軍拡の実態を、発表された過去最高の防衛予算の数字の中にイメージしているでしょうか？

私たちは、市政を変え(一〇月二二日宮古島市議員選挙があります)、新基地建設を止めたいと、私たち自身の手で、九月六日、宮古島市民新聞「みゃーくニュース」を発

行します。

データを以下のブログに公開して  
います。アクセスし、手を加えない  
ことを条件に、印刷や拡散してお使  
いください。

[http://ryukyuhaiwa.blog.fc2.com/  
blog-entry-466.html](http://ryukyuhaiwa.blog.fc2.com/blog-entry-466.html)



野原空自レーダー基地



**私たちは  
戦争を  
許さない**

**安政法制の  
憲法違反を訴える**

**2017年9月28日(木) 18時30分  
日本教育会館にて市民大集会**

基調講演 **伊藤 真** (弁護士・安政法制違憲訴訟共同代表)  
特別報告 **山城 博治** (沖縄平和運動センター議長)  
原告意見陳述 **戦争体験者・被爆者**  
元自衛官・外国航路船員  
関係者証言 **濱田邦夫** (元最高裁判所判事)  
**青井未帆** (学習院大学教授)  
**柚木康子** (安政法制違憲訴訟女の会)  
主催 **安政法制違憲訴訟の会**  
協賛 **戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会**

<http://anpoiken.jp/>



★投稿大歓迎!

本や映画の紹介、地域での活動報告、選挙や地域の政治の動き、情報、ご意見なんでもお寄せください。(一本について二〇〇字〜二六〇〇字)

宛先: [1pyodakaeru@gmail.com](mailto:1pyodakaeru@gmail.com)  
郵便: 〒162-0823  
東京都新宿区神楽河岸1の1  
東京ボランティア・市民活動センター  
メールボックスNo. 45  
FAX: 03-5684-1412

